

The first Nuclear Era The Life and Times of Technological Fixer

A.Weinberg, 1994

Chapter10 Nuclear Reality: The Faustian Bargain この表題はどう訳せばいいのでしょうか。「ファーストの契約」でしょうか。原子力の推進に疑いを持たなかった彼が市民の原子力批判の高まりを前にとまどっています。この章の主題はこの市民の原子力批判に対峙することです。

「だれが正しいのか。 unsafe, dirty, unnecessary をいう原子力批判者か、 safe, clean, necessary をいう私のような原子力擁護者なのか。」 (p.178 の後第 2 段落)

問題の低線量被曝線量の件は、Waste Disposal の節 (p.181) に出てきます。まず原子炉の事故に比べれば大した問題ではないと言います。核ごみの処理に係わる少数の関係者だけが大きな線量を受けるけれども、市民はわずかの被曝しかしないからだそうです。そのうえで、線量の大きさの問題について論じています。

被曝が自然放射線と同程度であれば影響は小さいし検出できない。低線量被曝は science ではなく trans science なんだ。ひとびとがそれを恐れるのは非合理的だ。中世の人が魔女を怖がるのと同じだ。(p.181 後第 1 段落-p.182 第 1 段落)

彼は‘de minimis’ (too small to be concerned about) の概念を提案して NRC がこの考えを受け入れたことを大いに評価しています。NRC の値は年間 1 レム(10 ミリシーベルト)で彼の提案した年間 20 レムより小さかったのですが、正しい方向に向かったと評価しています。市民がこの考えを受け入れたので Waste Disposal についてわれわれは合理的になれるだろうといっています。(p.182 第 1 段落) (この段落の線量の値の引用が間違っていました。訂正して v3 としました。)

ところで、‘de minimis’は wikipedia にこのような解説があります。

デ・ミニミス (*De minimis*) は、「些細なことについて」という意味のラテン語の語句で、通常は「*de minimis non curat praetor*」(「[プラエトル](#) (法務官) は些事を顧みない)」、あるいは、「*de minimis non curat lex*」(「法律は些事を顧みない)」といった言い回しで用いられる^{[1][2]}。いずれも、ごく軽微な法律違反は実体法上の犯罪を構成しないとする可罰的違法性についての考え方に通じる表現である。

‘Science and Trans-Science’を読んだだけではみえない原子力擁護の立場がはっきりと表れています。これを読むと Trans-Science は原子力を擁護するために生みだした概念であったということができると思います。

彼は、原子力体制が公衆被曝の許容量(allowable level)を職業被曝と結びつけたのは大失敗だったといっています。それは無理筋だったと考えていたようです。公衆の限度は年間 20mRem でいいということです。(p.182 第 3 段落)。そうすれば原子力擁護の議論がもっとやりやすかったのという思いがあったと思います。みなさんはこの部分をどう読みますか？ ✂